

R 6 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事空調 (担い手確保型)

徳島県県土整備部宮繕課



課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

物件名称：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事														(以降の工事名称は、「R6宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事空調（担い手確保型）」に読み替えるものとする）													
一連番号	図面番号	図面名称	備考	一連番号	図面番号	図面名称	備考	一連番号	図面番号	図面名称	備考	一連番号	図面番号	図面名称	備考												
001	M-000	表紙		051	M-050	自動制御設備 2階平面図(1)																					
002	M-001	図面リスト		052	M-051	自動制御設備 2階平面図(2)																					
003	M-002	共通仕様書(1)		053	M-052	自動制御設備 3階平面図																					
004	M-003	共通仕様書(2)																									
005	M-004	共通仕様書(3)																									
006	M-005	機械設備工事特記仕様書(1)																									
007	M-006	機械設備工事特記仕様書(2)																									
008	M-007	機械設備工事特記仕様書(3)																									
009	M-008	機械設備工事特記仕様書(4)																									
010	M-009	空調和設備 凡例・施工要領図(1)																									
011	M-010	空調和設備 施工要領図(2)																									
012	M-011	給排水衛生設備 凡例・施工要領図(1)																									
013	M-012	給排水衛生設備 施工要領図(2)																									
014	M-013	公器全体配置図																									
015	M-014	配置図																									
016	M-015	現況図																									
017	M-016	空調和設備 機器表(1)																									
018	M-017	空調和設備 機器表(2)																									
019	M-018	空調和設備 機器表(3)																									
020	M-019	空調和設備 配管系統図																									
021	M-020	空調和設備 1階配管平面図(1)																									
022	M-021	空調和設備 1階配管平面図(2)																									
023	M-022	空調和設備 1階配管平面図(3)																									
024	M-023	空調和設備 2階配管平面図(1)																									
025	M-024	空調和設備 2階配管平面図(2)																									
026	M-025	空調和設備 2階配管平面図(3)																									
027	M-026	空調和設備 3階配管平面図(1)																									
028	M-027	空調和設備 3階配管平面図(2)																									
029	M-028	空調和設備 3階配管平面図(3)																									
030	M-029	換気設備 機器表(1)																									
031	M-030	換気設備 機器表(2)																									
032	M-031	換気設備 機器表(3)																									
033	M-032	制気口リスト(1)																									
034	M-033	制気口リスト(2)																									
035	M-034	チャンパーリスト																									
036	M-035	空調和設備 ダクト系統図																									
037	M-036	空調和設備 1階ダクト平面図(1)																									
038	M-037	空調和設備 1階ダクト平面図(2)																									
039	M-038	空調和設備 1階ダクト平面図(3)																									
040	M-039	空調和設備 2階ダクト平面図(1)																									
041	M-040	空調和設備 2階ダクト平面図(2)																									
042	M-041	空調和設備 2階ダクト平面図(3)																									
043	M-042	空調和設備 3階ダクト平面図(1)																									
044	M-043	空調和設備 3階ダクト平面図(2)																									
045	M-044	空調和設備 3階ダクト平面図(3)																									
046	M-045	自動制御設備 計装図(1)																									
047	M-046	自動制御設備 計装図(2)																									
048	M-047	自動制御設備 1階平面図(1)																									
049	M-048	自動制御設備 1階平面図(2)																									
050	M-049	自動制御設備 1階平面図(3)																									

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	設計者	法適合確認 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記	徳島県土木整備部宮繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事	●図面番号 M-001	 AZUSA SEKKEI <small>Architects, Engineers & Consultants</small> 株式会社 梓設計 関西支社 <small>一級建築士事務所登録 大阪(7)第3224号</small>	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office <small>一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</small>
								●図面名 図面リスト	●縮尺 N.S			

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																											
一般共通事項	1. 工事概要	<p>1. 工事名称 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事</p> <p>2. 工事場所 鳴門市撫養町立岩四枚61番地</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>RC造一部S造 地上4階・地下0階</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>261,079.98 (m²)</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>19,413.67 (m²)</td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第1の区分</td> <td>1項イ</td> </tr> </table> <p>4. 工事種目</p> <table border="1"> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> <tr> <td>建築工事(第一工区)</td> <td>内野スタンドのうちバックネット裏スタンド</td> </tr> <tr> <td>建築工事(第二工区)</td> <td>内野スタンドのうち1塁側スタンド</td> </tr> <tr> <td>建築工事(第三工区)</td> <td>内野スタンドのうち3塁側スタンド</td> </tr> <tr> <td>電気設備工事</td> <td>電気設備工事</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>給排水衛生設備工事</td> </tr> <tr> <td>空調工事</td> <td>空調設備工事</td> </tr> <tr> <td>外構工事</td> <td>外構工事</td> </tr> <tr> <td>屋外管工事</td> <td>浄化槽工事</td> </tr> <tr> <td>大型映像装置改修工事</td> <td>大型映像装置改修工事</td> </tr> </table> <p>5. その他 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。</p>	建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」	構造・規模	RC造一部S造 地上4階・地下0階	敷地面積	261,079.98 (m ²)	延床面積	19,413.67 (m ²)	消防法施行令別表第1の区分	1項イ	種目	工事概要	建築工事(第一工区)	内野スタンドのうちバックネット裏スタンド	建築工事(第二工区)	内野スタンドのうち1塁側スタンド	建築工事(第三工区)	内野スタンドのうち3塁側スタンド	電気設備工事	電気設備工事	管工事	給排水衛生設備工事	空調工事	空調設備工事	外構工事	外構工事	屋外管工事	浄化槽工事	大型映像装置改修工事	大型映像装置改修工事	7. 下請負人の選定	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)</p> <p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日については、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。</p> <p>◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。</p> <p>◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。</p> <p>◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。</p>
	建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」																																	
構造・規模	RC造一部S造 地上4階・地下0階																																		
敷地面積	261,079.98 (m ²)																																		
延床面積	19,413.67 (m ²)																																		
消防法施行令別表第1の区分	1項イ																																		
種目	工事概要																																		
建築工事(第一工区)	内野スタンドのうちバックネット裏スタンド																																		
建築工事(第二工区)	内野スタンドのうち1塁側スタンド																																		
建築工事(第三工区)	内野スタンドのうち3塁側スタンド																																		
電気設備工事	電気設備工事																																		
管工事	給排水衛生設備工事																																		
空調工事	空調設備工事																																		
外構工事	外構工事																																		
屋外管工事	浄化槽工事																																		
大型映像装置改修工事	大型映像装置改修工事																																		
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。) 建築改修工事監理指針(令和4年版) 電気設備工事監理指針(令和4年版) 機械設備工事監理指針(令和4年版) 	9. 電気保安技術者等	<p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎工食用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p>	11. 交通安全管理	<p>◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、構架、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと さし柵装備車、不表示車は使用しないこと 過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと 過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある 																														
2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書(②から⑤に対するもの) 補足説明書 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む) 図面 公共建築工事標準仕様書等 	10. 施工中の安全確保	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>	12. 発生材の処理等	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 <p>◎アスベスト</p> <ol style="list-style-type: none"> 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 調査結果は3年間保存すること。 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 表示、提示は次のとおり行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 																														
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。) 建築改修工事監理指針(令和4年版) 電気設備工事監理指針(令和4年版) 機械設備工事監理指針(令和4年版) 	9. 電気保安技術者等	<p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎工食用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p>	11. 交通安全管理	<p>◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、構架、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと さし柵装備車、不表示車は使用しないこと 過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと 過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある 																														
2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書(②から⑤に対するもの) 補足説明書 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む) 図面 公共建築工事標準仕様書等 	10. 施工中の安全確保	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>	12. 発生材の処理等	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 <p>◎アスベスト</p> <ol style="list-style-type: none"> 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 調査結果は3年間保存すること。 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 表示、提示は次のとおり行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 																														
3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	9. 電気保安技術者等	<p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎工食用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p>	11. 交通安全管理	<p>◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、構架、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと さし柵装備車、不表示車は使用しないこと 過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと 過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある 																														
4. 工程表	<p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。</p>	10. 施工中の安全確保	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>	12. 発生材の処理等	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 <p>◎アスベスト</p> <ol style="list-style-type: none"> 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 調査結果は3年間保存すること。 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 表示、提示は次のとおり行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 																														
5. 工事の着手	<p>受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。</p>	10. 施工中の安全確保	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>	12. 発生材の処理等	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 <p>◎アスベスト</p> <ol style="list-style-type: none"> 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 調査結果は3年間保存すること。 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 表示、提示は次のとおり行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 																														
6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>	10. 施工中の安全確保	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を</p>																																